

別表第2 (第3条、第4条、第7条関係)

(平30告示31・全改、平31告示70・令5告示74・一部改正)

品目	対象者	性能	耐用年数	基準額
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として難病患者等の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	169,400円
特殊マット	寝たきりの状態にある者(原則として3歳以上)	褥創の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できるもの	5年	21,560円
特殊尿器	自力で排尿できない者(原則として学齢児以上)	尿が自動的に吸引され、難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの	5年	73,700円
体位変換器	寝たきりの状態にある者(原則として学齢児以上)	介護者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用できるもの	5年	16,500円
移動用リフト	下肢又は体幹機能に障がいのある者(原則として3歳以上)	介護者が難病患者等を容易に移動できるもの(天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	4年	159,000円
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障がいのある者(原則として学齢	腕又は脚等の訓練ができる器具を備えたもの	8年	159,200円

	児以上)			
入浴補助 用具	入浴に介護を要する者(原則として3歳以上)	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの	8年	99,000円
便器	常時介護を要する者(原則として学齢児以上)	難病患者等が容易に使用でき、手すりをつけることができるもの(取換えにあたり住宅改修を伴うものは除く。)	8年	便器：4,900円 手すり：5,400円
歩行支援 用具	下肢機能に障がいのある者(原則として3歳以上)	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であること(設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。) ア 難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたもので、必要な強度と安定性を備えたもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。	8年	66,000円
特殊便器	上肢機能に障がいのある者(原則とし	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの(住	8年	166,320円

	て学齡児以上)	宅改修を伴うものを除く。)		
自動消火器	火災発生感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯の世帯員である者	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火するもの	8年	28,700円
ネブライザー	呼吸器機能に障がいのある者(原則として3歳以上)	難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの	5年	39,600円
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者(原則として3歳以上)	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	62,040円
ネブライザー・たん吸引器一体型	呼吸器機能に障がいのある者(原則として3歳以上)	難病患者等又は介護者が容易に使用できるもの	5年	71,000円
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者(原則として3歳以上)	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できるもの	5年	77,760円
居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能に障がいのある者(原則として学齡	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴	—	200,000円

	児以上)	うもの		
--	------	-----	--	--

注)

- 1 ネブライザー又は電気式たん吸引器の給付については、ネブライザー・たん吸引器一体型の耐用年数経過後に行うものとする。
- 2 ネブライザー・たん吸引器一体型の給付については、ネブライザー又はたん吸引器の耐用年数経過後に行うものとする。
- 3 居宅生活動作補助用具については、過去に給付を受けた当該用具に係る費用の合計額が基準額に満たない場合、再申請ができるものとする。この場合において、再申請時の基準額は、20万円から過去に給付を受けた当該用具に係る費用を控除した額とする。

様式 略